

## 長与町スポーツ協会ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長与町スポーツ協会がインターネット上に公開している長与町スポーツ協会ホームページ（以下「スポ協ホームページ」という。）に掲載する広告について必要な事項を定めるものとする。

(掲載の制限)

第2条 スポ協ホームページに掲載する広告及びそのリンク先のホームページの内容が次の各号いずれかに該当すると認める場合は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める風俗営業に関するもの
- (3) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に関するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告、その他これらに類するもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現で不適切なもの
- (7) スポーツ協会が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (8) その他掲載する広告として適当でないと会長が認めるもの

(広告の規格等)

第3条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 50 ピクセル、横 200 ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメーション可）、JPG。ただし、アニメーション GIF など動きがあるものを使用する場合にあっては、閲覧者の視覚に過度の負担がかからないものとする。
- (3) 容量 10 キロバイト以下

2 広告を掲載する位置、枠数及び掲載順については、会長が別に定める。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1 か月を単位とし、掲載の申込みのあった期間とする。

2 広告掲載の開始日は、申込み月の初日とし、終了日は申込み最終月の末日とする。

(掲載の申込み及び掲載する広告の決定)

第5条 スポ協ホームページに広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、スポ協ホームページ広告掲載申込書（[様式第1号](#)）により、会長に申し込まなければならない。

2 会長は、前項の規定による申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

3 会長は、長与町スポーツ協会常任理事会の審査を経て、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、同条第1項の申請があり、前項により掲載を決定したのものについて、特に疑義が生じていない場合は、翌年度以降、常任理事会の審査を省略し、当該広告の掲載を決定することができる。

5 会長は、広告の掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に長与町スポーツ協会ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（[様式第2号](#)）により速やかに通知しなければならない。

（確認書の提出）

第6条 前条第4項の規定による広告の掲載の決定を受けた申込者（「広告主」という。）は、会長が指定する期日までに確認書（[様式第3号](#)）を提出しなければならない。

（広告原稿の作成及び提出）

第7条 広告主は、第3条に規定する規格により広告原稿（画像データを含む。以下同じ。）を作成し、会長が指定する期日までに、会長が指定する方法で提出しなければならない。

2 会長は、前項の広告原稿がスポ協ホームページに掲載する広告として適当でないと認めたときは、広告主に対して広告原稿の変更を求めることができる。

3 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告掲載料）

第8条 広告主は、会長が指定する期日までに広告掲載料を支払わなければならない。

2 広告掲載料は、会長が別に定める。

（広告掲載の取り消し等）

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告、その他何らかの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告を削除、若しくは一時中止することができる。この場合において、既に納められた広告料は返還しない。

（1） 指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。

（2） 指定する期日までに広告主が広告原稿を提出しなかったとき。

（3） リンク先のホームページの内容が第2条の規定に該当したとき。

（4） その他、スポ協ホームページへの広告掲載が適当でないと認めたとき。

2 会長は、前項の規定により、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告を削除、若しくは一時中止した場合において、当該広告主が損害を受けることがあってもその賠償の責めを負わない。

（広告内容等の変更）

第10条 広告主は、広告の内容、又はリンク先を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容、又はリンク先を変更しようとする場合は、スポ協ホームページ掲載広告変更申込書（[様式第4号](#)）を提出し、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。

(広告掲載の取り下げ)

第 11 条 広告主は、自己の都合によりスポ協ホームページへの広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、スポ協ホームページ掲載広告取下げ書(様式第 5 号)により、会長に申し出なければならない。

3 会長は、前項の規定により広告掲載の取り下げを受理した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、これを返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納入している場合は、広告の取り下げを受理した日の属する月の翌月以後の広告掲載料を返還する。

(広告掲載料の返還)

第 12 条 会長は、広告掲載の決定後、当該広告掲載の開始前において、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかつたときは、納入された広告掲載料を全額返還する。

2 会長は、広告の掲載期間中に広告主の責めに帰さない理由により、連続して 24 時間を超えて広告を掲載することが出来なかつた場合は、掲載できなかつた期間に応じ広告掲載料を返還する。

3 前項の場合において、当該広告を掲載することができなかつた期間が 1 か月に満たないときの当該月分の広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割計算とし、1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 前条第 3 項、並びに第 1 項及び第 2 項の規定により返還する広告掲載料には、利子は付さない。

(広告主の責務)

第 13 条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容、その他広告の掲載に関するすべての事項について、責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載に関し、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理など第三者に不利益を与える行為、その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は広告の掲載により第三者に損害を与えた場合、広告主の責任及び負担において、これを解決しなければならない。

4 広告主は、第 5 条第 4 項の規定により決定を受けた、スポ協ホームページへの広告掲載の権利を他に譲渡してはならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

令和 3 年 5 月 10 日から一部改正施行する。